

兵庫県公報

平成26年3月28日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 職員住宅管理規則を廃止する等の規則（職員課）	1
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（住宅管理課）	2

公布された法令のあらまし

●職員住宅管理規則を廃止する等の規則（規則第10号）

第3次行財政構造改革推進方策を踏まえ、職員住宅については、職員の福利厚生に配慮しつつ、効率的な活用の観点から、公舎と統合することとし、職員住宅管理規則を廃止する等関係規則について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第11号）

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた者についても、配偶者からの暴力を受けた者に準じて、同法の適用対象とされたことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 県営住宅の駐車場について、その整備状況等を踏まえ、供用開始の期日を見直す等所要の整備を行うこととした。
- 次の県営住宅の駐車場を整備し、名称、位置等を定めることとした。

名称	位置	1区画当たりの月額の 限度額
山の街鉄筋住宅駐車場	神戸市北区緑町3丁目	7,200円
玉津王塚高層住宅駐車場	神戸市西区王塚台4丁目	9,800円
浜（つばめ）鉄筋住宅駐車場	尼崎市浜1丁目	15,900円
下溝鉄筋住宅駐車場	明石市林崎町3丁目	8,200円
五色広石鉄筋住宅駐車場	洲本市五色町広石中	5,100円

- 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、県営住宅の駐車場の利用料金の限度額について所要の整備を行うこととした。
- 老朽化に伴い、次の普通県営住宅及び改良県営住宅を用途廃止することとした。

普通中層耐火住宅	3団地	210戸
普通簡易耐火住宅	6団地	28戸
改良中層耐火住宅	1団地	30戸

規 則

職員住宅管理規則を廃止する等の規則をここに公布する。

平成26年3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第10号

職員住宅管理規則を廃止する等の規則

（職員住宅管理規則の廃止）

第1条 職員住宅管理規則（昭和37年兵庫県規則第56号）は、廃止する。

(公舎管理規則の一部改正)

第 2 条 公舎管理規則（昭和42年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「役員及び職員」を「役職員及び知事が別に定める者」に改め、同条第 2 項第 4 号を削る。

第31条に次の 1 項を加える。

2 第 2 種公舎のうち職員の福利厚生のために設置するもの（以下「職員公舎」という。）については、第 7 条から第29条までの規定は、適用しない。

第32条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

職員公舎の管理に関して必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 4月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による廃止前の職員住宅管理規則第 2 条第 2 号に規定する職員住宅に入居している者は、第 2 条の規定による改正後の公舎管理規則に基づいて同規則第31条第 2 項に規定する職員公舎に入居したものとみなす。

(公有財産規則の一部改正)

3 公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第 5 項中「職員住宅及び」を「職員公舎（公舎規則第31条第 2 項に規定する職員公舎をいう。以下同じ。）及び」に、「職員住宅又は」を「職員公舎又は」に改める。

別表第 1 建物の項摘要の欄中「、職員住宅」を削る。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第11号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第41条の 2 第 1 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の右に「又は配偶者暴力防止等法第28条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」並びに同号イ中「第10条第 1 項」の右に「(配偶者暴力防止等法第28条の 2 において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第18項の表高砂春日野住宅駐車場の項を削る。

附則に次の 1 項を加える。

19 別表第 5 の規定中次に掲げる駐車場に係る部分は、平成26年12月31日までの間において知事が定める日までの間、適用しない。

名称	位置
高砂春日野住宅駐車場	高砂市春日野町

別表第 1 の 1 の部普通中層耐火住宅の項中

「

38	元浜鉄筋住宅	尼崎市元浜町 2 丁目	4 階建	8	0.4020	22,900
				8	0.8174	59,700

38	西宮浜松原鉄筋住宅	西宮市浜松原町	5階建	5	0.4748	20,600
				35	0.8609	42,500
				40	0.8613	43,700

を

「

38	元浜鉄筋住宅	尼崎市元浜町2丁目	4階建	8	0.4020	22,900
				8	0.8174	59,700

に、

「

43	伊丹野間鉄筋住宅	伊丹市野間北4丁目	5階建	82	0.3336	20,200
				39	0.3336	20,500
				8	0.3407	20,200
				38	0.3575	21,200
				152	0.3575	21,500
				2	0.3651	21,200
				14	0.3651	21,500
				1	0.3737	24,300
				2	0.3995	25,300
				2	0.3997	25,200

を

「

43	伊丹野間鉄筋住宅	伊丹市野間北4丁目	5階建	39	0.3336	20,500
				38	0.3575	21,200
				152	0.3575	21,500
				2	0.3651	21,200
				14	0.3651	21,500
				1	0.3737	24,300
				2	0.3995	25,300
				2	0.3997	25,200

に、

「

44	伊丹小松原鉄筋住宅	伊丹市西野8丁目	5階建	125	0.3526	19,800
				15	0.3604	19,800
				40	0.3678	20,400

を

「

44	伊丹小松原鉄筋住宅	伊丹市西野8丁目	5階建	125	0.3526	19,800
				15	0.3604	19,800

に改め、同部普通簡易耐火住宅の項中

「

34	鴨子ヶ原住宅	神戸市東灘区鴨子ヶ原 3 丁目	平家建	4	0.4768	41,200
35	柏原第 3 住宅	丹波市柏原町柏原	平家建	8	0.0684	9,500

」

を

「

35	柏原第 3 住宅	丹波市柏原町柏原	平家建	4	0.0684	9,500
----	----------	----------	-----	---	--------	-------

」

に、

「

44	姫路江鮎テラス住宅	姫路市豊富町甲丘 1 丁目	2 階建	9	0.6708	37,900
				12	0.6760	38,900
				9	0.6772	38,200

」

を

「

44	姫路江鮎テラス住宅	姫路市豊富町甲丘 1 丁目	2 階建	6	0.6708	37,900
				12	0.6760	38,900
				9	0.6772	38,200

」

に、

「

45	加古川神野テラス住宅	加古川市新神野 1 丁目、3 丁目及び 5 丁目	2 階建	8	0.3367	18,600
				8	0.7535	51,400

」

を

「

45	加古川神野テラス住宅	加古川市新神野 1 丁目、3 丁目及び 5 丁目	2 階建	8	0.3367	18,600
				4	0.7535	51,400

」

に、

「

48	春日石オテラス住宅	丹波市春日町園部	2 階建	17	0.2776	20,700
				3	0.2841	20,700

」

を

「

48	春日石オテラス住宅	丹波市春日町園部	2 階建	12	0.2776	20,700
				3	0.2841	20,700

」

に、

「

49	温泉町テラス住宅	美方郡新温泉町湯	2階建	9	0.4022	35,000
49	生野北真弓テラス住宅	朝来市生野町真弓	2階建	4	0.3679	21,700
				4	0.3765	21,700

を

「

49	温泉町テラス住宅	美方郡新温泉町湯	2階建	9	0.4022	35,000
----	----------	----------	-----	---	--------	--------

に改める。

別表第2改良中層耐火住宅の項中

「

36	神戸中村鉄筋住宅	神戸市長田区真野町	5階建	6	13,200
				24	13,500
37	神戸中村鉄筋住宅	神戸市長田区真野町	5階建	6	13,200
				24	13,500

を

「

37	神戸中村鉄筋住宅	神戸市長田区真野町	5階建	6	13,200
				24	13,500

に改める。

別表第5魚崎南高層住宅駐車場の項から本山南町鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「16,000」を「16,500」に改め、同表岩屋北町高層住宅駐車場の項から灘の浜高層住宅駐車場の項までの規定中「21,000」を「21,600」に改め、同表大倉山住宅駐車場の項から西尻池高層住宅駐車場の項までの規定中「18,000」を「18,500」に改め、同表白川台鉄筋住宅駐車場の項から水野鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「12,000」を「12,300」に改め、同表明石舞子高層住宅駐車場の項から桃山台第3鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「9,000」を「9,300」に改め、同表鹿の子台南鉄筋住宅駐車場の項中「7,000」を「7,200」に改め、同項の次に次のように加える。

山の街鉄筋住宅駐車場	神戸市北区緑町3丁目	7,200
------------	------------	-------

別表第5大倉山高層住宅駐車場の項から脇の浜高層住宅駐車場の項までの規定中「25,000」を「25,700」に改め、同表赤羽鉄筋住宅駐車場の項から玉津今津鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「9,500」を「9,800」に改め、同項の次に次のように加える。

玉津王塚高層住宅駐車場	神戸市西区王塚台4丁目	9,800
-------------	-------------	-------

別表第5玉津出合鉄筋住宅駐車場の項から竜が岡高層住宅駐車場の項までの規定中「9,500」を「9,800」に改め、同表姫路青山第2鉄筋住宅駐車場の項から夢前清水谷住宅駐車場の項までの規定中「6,000」を「6,200」に改め、同表尼崎猪名寺高層住宅駐車場の項から尼崎西昆陽高層住宅駐車場の項までの規定中「15,500」を「15,900」に改め、同項の次に次のように加える。

尼崎西昆陽鉄筋住宅駐車場	尼崎市西昆陽1丁目	15,900
--------------	-----------	--------

別表第5尼崎西難波鉄筋住宅駐車場の項から尼崎武庫之荘鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「15,500」を「15,900」に改め、同表西昆陽鉄筋住宅駐車場の項を次のように改める。

浜（つばめ）鉄筋住宅駐車場	尼崎市浜1丁目	15,900
---------------	---------	--------

別表第 5 明石魚住住宅駐車場の項から大久保鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「8,000」を「8,200」に改め、同項の次に次のように加える。

下溝鉄筋住宅駐車場	明石市林崎町 3 丁目	8,200
-----------	-------------	-------

別表第 5 西明石鉄筋住宅駐車場の項中「8,000」を「8,200」に改め、同表愛宕山鉄筋住宅駐車場の項から西宮六軒町第 2 鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「16,000」を「16,500」に改め、同表五色都志鉄筋住宅駐車場の項中「5,000」を「5,100」に改め、同項の次に次のように加える。

五色広石鉄筋住宅駐車場	洲本市五色町広石中	5,100
-------------	-----------	-------

別表第 5 洲本上加茂鉄筋住宅駐車場の項及び洲本物部住宅駐車場の項中「5,000」を「5,100」に改め、同表南芦屋浜高層住宅駐車場の項中「12,000」を「12,300」に改め、同表伊丹荒牧高層住宅駐車場の項から伊丹森本高層住宅駐車場の項までの規定中「10,000」を「10,300」に改め、同表相生若狭野高層住宅駐車場の項及び相生若狭野鉄筋住宅駐車場の項中「2,000」を「2,100」に改め、同表出石室見台鉄筋住宅駐車場の項から日高国府高層住宅駐車場の項までの規定中「4,000」を「4,100」に改め、同表加古川粟津鉄筋住宅駐車場の項から加古川別府鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「6,000」を「6,200」に改め、同表龍野中臣住宅駐車場の項から新宮向畑住宅駐車場の項までの規定中「2,500」を「2,600」に改め、同表赤穂尾崎鉄筋住宅駐車場の項から西脇日野ヶ丘住宅駐車場の項までの規定中「3,000」を「3,100」に改め、同表宝塚安倉南住宅駐車場の項から宝塚山本野里鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「12,000」を「12,300」に改め、同表三木朝日ヶ丘住宅駐車場の項及び三木高木鉄筋住宅駐車場の項中「4,000」を「4,100」に改め、同表高砂鉄筋住宅駐車場の項から高砂米田鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「5,000」を「5,100」に改め、同表川西けやき坂高層住宅駐車場の項から川西東多田鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「9,000」を「9,300」に改め、同表小野田園町住宅駐車場の項中「3,500」を「3,600」に改め、同表三田大池高層住宅駐車場の項から三田武庫が丘第 2 鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「7,000」を「7,200」に改め、同表加西東高室住宅駐車場の項及び加西北条鉄筋住宅駐車場の項中「3,000」を「3,100」に改め、同表篠山乾新町鉄筋住宅駐車場の項から篠山糯ヶ坪住宅駐車場の項までの規定中「3,500」を「3,600」に改め、同表八鹿伊佐鉄筋住宅駐車場の項及び養父広谷上箇鉄筋住宅駐車場の項中「2,500」を「2,600」に改め、同表市島中竹田鉄筋住宅駐車場の項及び氷上石生住宅駐車場の項中「4,000」を「4,100」に改め、同表西淡志知鉄筋住宅駐車場の項及び緑倭文鉄筋住宅駐車場の項中「2,000」を「2,100」に改め、同表一宮尾崎鉄筋住宅駐車場の項から北淡育波鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「5,000」を「5,100」に改め、同表一宮須行名鉄筋住宅駐車場の項から山崎横須鉄筋住宅駐車場の項までの規定中「2,000」を「2,100」に改め、同表社梶原鉄筋住宅駐車場の項及び社上中鉄筋住宅駐車場の項中「5,000」を「5,100」に改め、同表猪名川白金鉄筋住宅駐車場の項中「6,000」を「6,200」に改め、同表八千代下野間住宅駐車場の項中「2,500」を「2,600」に改め、同表稲美上新田住宅駐車場の項及び稲美安鉄筋住宅駐車場の項中「4,000」を「4,100」に改め、同表播磨野添鉄筋住宅駐車場の項及び播磨本荘鉄筋住宅駐車場の項中「5,000」を「5,100」に改め、同表大河内新野鉄筋住宅駐車場の項中「3,000」を「3,100」に改め、同表太子天満山鉄筋住宅駐車場の項及び上郡播磨科学公園都市高層住宅駐車場の項中「4,000」を「4,100」に改める。

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成26年兵庫県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第 1 の改正規定中

「

4	38	西宮浜松原鉄筋住宅	西宮市浜松原町	5 階建	5	0.4748	20,700
					35	0.8609	42,600
					40	0.8613	43,900

」

を

「

4	削除
---	----

に、
「

17	43	伊丹野間鉄筋住宅	伊丹市野間北4丁目	5階建	82	0.3336	20,300
					36	0.3336	20,600
					8	0.3407	20,300
					3	0.3407	20,600
					38	0.3575	21,300
					147	0.3575	21,600
					2	0.3651	21,300
					19	0.3651	21,600
					1	0.3737	24,400
					2	0.3995	25,400
					2	0.3997	25,300

を
「

17	43	伊丹野間鉄筋住宅	伊丹市野間北4丁目	5階建	36	0.3336	20,600
					3	0.3407	20,600
					38	0.3575	21,300
					147	0.3575	21,600
					2	0.3651	21,300
					19	0.3651	21,600
					1	0.3737	24,400
					2	0.3995	25,400
					2	0.3997	25,300

に、
「

24	44	伊丹小松原鉄筋住宅	伊丹市西野8丁目	5階建	125	0.3526	19,900
					15	0.3604	19,900
					40	0.3678	20,500

を
「

24	44	伊丹小松原鉄筋住宅	伊丹市西野8丁目	5階建	125	0.3526	19,900
					15	0.3604	19,900

に、
「

3	34	鴨子ヶ原住宅	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目	平家建	4	0.4768	41,400
4	35	柏原第3住宅	丹波市柏原町柏原	平家建	8	0.0684	9,700

を
「

3	削除						
4	35	柏原第3住宅	丹波市柏原町柏原	平家建	4	0.0684	9,700

に、
「

13	44	姫路江鮎テラス住宅	姫路市豊富町甲丘1丁目	2階建	9	0.6708	37,800
					12	0.6760	38,700
					9	0.6772	38,100

を
「

13	44	姫路江鮎テラス住宅	姫路市豊富町甲丘1丁目	2階建	6	0.6708	37,800
					12	0.6760	38,700
					9	0.6772	38,100

に、
「

16	45	加古川神野テラス住宅	加古川市新神野1丁目、3丁目及び5丁目	2階建	8	0.3367	18,500
					8	0.7535	51,200

を
「

16	45	加古川神野テラス住宅	加古川市新神野1丁目、3丁目及び5丁目	2階建	8	0.3367	18,500
					4	0.7535	51,200

に、
「

33	48	春日石オテラス住宅	丹波市春日町園部	2階建	17	0.2776	20,700
					3	0.2841	20,700

を
「

33	48	春日石オテラス住宅	丹波市春日町園部	2階建	12	0.2776	20,700
					3	0.2841	20,700

に、
「

40	49	生野北真弓テラス住宅	朝来市生野町真弓	2階建	4	0.3679	21,700
					4	0.3765	21,700

を
「

40	削除						
----	----	--	--	--	--	--	--

に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「県営住宅規則」という。）附則第18項の改正規定及び県営住宅規則附則に 1 項を加える改正規定並びに第 2 条の規定 公布の日
- (2) 第 1 条中県営住宅規則別表第 1 の改正規定 平成26年 3 月31日